

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
国土交通大臣又は指定試験機関による技術検定試験の合格の通知	施工技術検定規則	3	3	35	17	7				3	4	相手方のアドレスの特定等が困難と考えられることから、システムの技術革新等を踏まえ、引き続き検討。
指定試験機関の役員の解任命令	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の6	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
試験委員の解任命令	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の7	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
試験事務規程の変更命令	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の9	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関に対する監督命令	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の12	1			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関に対する指示	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の12	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関に対する業務状況の報告	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の13	1			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関に対する業務状況の報告	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の13	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関の指定の取消	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の15	1			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関の指定の取消	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の15	2前段			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
指定試験機関の試験事務の停止	宅地建物取引業法	1	3	27	176	16条の 15	2後段			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
合格決定の取消	宅地建物取引業法	1	3	27	176	17	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
試験を受けることの禁止	宅地建物取引業法	1	3	27	176	17	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
不正行為の関係者に対する受験停止	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	57	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関の役員の解任命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	58	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
試験事務規程の変更の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	58	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関に対する監督命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	58	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関に対する報告の徴収	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	58	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関の指定の取消し	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	58	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
指定試験機関の指定の取消し又は停止の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	58	3			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
ホテル登録の拒否の通知	国際観光ホテル整備法	1	3	24	279	6	2			3	4	相手方のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ITの技術革新等を踏まえ16年度以降引き続き検討を行う。
登録ホテルの登録の抹消	国際観光ホテル整備法	1	3	24	279	17				3	4	相手方のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ITの技術革新等を踏まえ16年度以降引き続き検討を行う。
旅館登録の拒否の通知	国際観光ホテル整備法	1	3	24	279	18	2			3	4	相手方のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ITの技術革新等を踏まえ16年度以降引き続き検討を行う。
登録旅館の登録の抹消	国際観光ホテル整備法	1	3	24	279	18	2			3	4	相手方のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ITの技術革新等を踏まえ16年度以降引き続き検討を行う。
事業実施計画作成等に係る費用負担者の同意	水資源開発公団法	1	3	36	218	20	2			6	4	同条に基づく、施行令第4条の同意署名簿は署名押印が必要とされており、かつ公団と外部の同意確認書類であるから、早期のオンライン化は困難である。
負担金納付の督促（土地改良区に係るもの）	水資源開発公団法	1	3	36	218	32	1,2			3	4	対象者の送り先を確認すること及び通知等の到達を確認することが困難なため、引き続き検討。
国税の例による滞納処分（土地改良区に係るもの）	水資源開発公団法	1	3	36	218	32	3			3	4	対象者の送り先を確認すること及び通知等の到達を確認することが困難なため、引き続き検討。
施行計画の変更、工事の中止等必要な措置を命ずる	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	1	3	33	98	28	1			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施行者に対する資料の提出要求、勧告、助言	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	1	3	33	98	29	1			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施行者に対する資料の提出要求、勧告、助言	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	1	3	33	98	29	2			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
施行計画の変更、工事の中止等 必要な措置を命ずる	近畿圏の近郊整備区域及び都市開 発区域の整備及び開発に関する法 律	1	3	39	145	38	1			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するた め、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達 の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施行者に対する資料の提出要 求、勧告、助言	近畿圏の近郊整備区域及び都市開 発区域の整備及び開発に関する法 律	1	3	39	145	39	1			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するた め、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達 の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施行者に対する資料の提出要 求、勧告、助言	近畿圏の近郊整備区域及び都市開 発区域の整備及び開発に関する法 律	1	3	39	145	39	2			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するた め、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達 の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
土地の価格の協議 (第57条の5において準用する場合 を含む)	都市計画法	1	3	43	100	52の4	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続 とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討 独立行政法人等が施行予定者の場合、実施方策の提 示は、システム(汎用受付システム)の利用方法等 を示す予定
買取りの協議	都市計画法	1	3	43	100	58の9	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続 とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討 独立行政法人等が施行予定者の場合、実施方策の提 示は、システム(汎用受付システム)の利用方法等 を示す予定
事業地及びその附近地の住民か らの意見聴取	都市計画法	1	3	43	100	66				7	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するた め、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達 の担保等の問題点があり15年度までのオンライン化 実施困難
施行者と土地の所有者との協議	都市計画法	1	3	43	100	68	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続 とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討(16年 度以降引き続き検討)
土地の立ち入りの通知	土地区画整理法	1	3	29	119	72	2			3	4	行政機関から国民等への一方的な手続であり、相手 方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保と いった問題点があり、早期オンライン化は困難
土地の立入り等に伴う損失の補 償協議	土地区画整理法	1	3	29	119	73	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続 とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
収用委員会の裁決申請	土地区画整理法	1	3	29	119	73	3			2	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
建築行為等の許可に関する施行者の意見聴取	土地区画整理法	1	3	29	119	76	2			7	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
意見書についての審査後の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	88	4			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
仮換地の指定通知	土地区画整理法	1	3	29	119	98	4			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
仮換地に定められる所有権以外の権利に対する仮換地の指定の効力発生の日の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	98	5			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
仮換地の指定の効力発生の日と別に定められる使用収益開始の日の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	99	2			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
換地処分前の使用収益の停止の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	100	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
換地処分の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	103	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
住宅先行建設区について必要な措置の勧告	土地区画整理法	1	3	29	119	117の2	3			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
宅地の共有者等の代表者の選任の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	130	2			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
鉄道事業者等との協議	土地区画整理法	1	3	29	119	135	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討
選挙人名簿の修正しない旨の通知	土地区画整理法施行令	2	3	30	47	21	4			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
当選人に対する当選の通知	土地区画整理法施行令	2	3	30	47	35	5			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
改選請求代表者証明書の署名の収集の立会人の指名に関する通知	土地区画整理法施行令	2	3	30	47	43	3			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
土地の立入りの通知	都市再開発法	1	3	44	38	60	3			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
同意を得ることができない場合等における障害物の伐除の通知	都市再開発法	1	3	44	38	61	2			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
土地の立入り等に伴う損失の補償に係る協議	都市再開発法	1	3	44	38	63	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討
意見書についての審査後の通知	都市再開発法	1	3	44	38	83	3			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
権利変換計画の縦覧場所等の通知	都市再開発法	1	3	44	38	83	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
権利変換計画の軽微な修正の通知	都市再開発法	1	3	44	38	83	4			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
権利変換計画若しくはその変更の認可の通知	都市再開発法	1	3	44	38	86	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
補償金等の供託をした旨の通知	都市再開発法	1	3	44	38	92	6			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
土地の明渡しに伴う損失補償協議	都市再開発法	1	3	44	38	97	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討
代執行に要した費用に充てる補償金を受領する旨の通知	都市再開発法	1	3	44	38	98	3			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
特定施設建築物の敷地整備完了の通知	都市再開発法	1	3	44	38	99の5	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
特定施設建築物に関する勧告等	都市再開発法	1	3	44	38	99の9	-			4	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施設建築物の建築工事完了の通知	都市再開発法	1	3	44	38	100	-			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施設建築物の一部等の価格等の確定額通知	都市再開発法	1	3	44	38	103	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
賃借り希望の希望の申出があった旨の通知	都市再開発法	1	3	44	38	118の2	7			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
建築工事完了の通知	都市再開発法	1	3	44	38	118の17	-			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
建築施設の部分等の価格等の通知	都市再開発法	1	3	44	38	118の23	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
物件の移転、引渡し命令	都市再開発法	1	3	44	38	118の27	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
裁定書の正本の送付	都市再開発法施行規則	3	3	44	54	35	4			2	4	適切な者からの不服申立てであるか、適切な受付期間内であるか等の検証が困難
土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	8	4			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
共同住宅区への換地の申出に応じない旨の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	14	3			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
土地の立入りの通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	63	2			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
障害物の伐除等の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	64	2			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
障害物の伐除等の後の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	64	3			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
施設住宅の一部等の買取りの協議	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	87	2			7	4	行政と民間との協議については、定型化された手続とは限らないため、今後の動向を踏まえ検討
国土交通大臣の裁定の際の意見聴取	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	92	3			7	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
管理規約の縦覧場所等の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	2	3	50	306	42	1			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難
国土交通大臣及び財務大臣による基金の役員の解任	奄美群島振興開発特別措置法	1	3	29	189	10の2	18			3	4	行政機関から国民等へのアプローチが先行するため、相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点があり早期オンライン化は困難

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
組合の廃置分合等に伴う組合規約の設定等を要する場合の都道府県知事の許可	水害予防組合法	1	1	41	50	15	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
選挙又は当選の効力に関する異議の申出	水害予防組合法	1	1	41	50	20	1			1	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会選挙等に関し異議がある場合等における都道府県知事の処分	水害予防組合法	1	1	41	50	20	3			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
事務の管理議決の執行等を行わせる吏員の指定	水害予防組合法	1	1	41	50	24	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
急を要する事件の議会への送付	水害予防組合法	1	1	41	50	27	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会の招集	水害予防組合法	1	1	41	50	27	3			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
3分の1以上の請求があった場合の組合会の招集	水害予防組合法	1	1	41	50	27	3			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会の会議の傍聴禁止の要求	水害予防組合法	1	1	41	50	27	5	1		3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合の会計事務等に係る都道府県吏員の指定	水害予防組合法	1	1	41	50	34	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
特別の事情がある場合の会計事務を行う者の指定	水害予防組合法	1	1	41	50	34	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合に置く吏員の任免	水害予防組合法	1	1	41	50	36	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
収入支出の命令等	水害予防組合法	1	1	41	50	37	2	3		3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
使用料等の徴収	水害予防組合法	1	1	41	50	37	2	5		3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会による権限外議決等があった場合の執行の停止等	水害予防組合法	1	1	41	50	39	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会の議決等の取消	水害予防組合法	1	1	41	50	39	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会による公益を害する議決等があった場合の執行の停止等	水害予防組合法	1	1	41	50	39	3			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会が成立しない場合に管理者が行う事件の処分	水害予防組合法	1	1	41	50	40	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合が議決すべき事件を議決しない場合に管理者が行う事件の処分	水害予防組合法	1	1	41	50	40	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会が決定すべき事件に関する管理者が行う事件の処分	水害予防組合法	1	1	41	50	40	3			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会が成立しない場合に管理者が行う事件の処分等の組合会への報告	水害予防組合法	1	1	41	50	40	4			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
緊急の場合における管理者の専決処分	水害予防組合法	1	1	41	50	41	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
緊急の場合における管理者の専決処分を行った際の組合会への報告	水害予防組合法	1	1	41	50	41	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
委員に対する指揮監督	水害予防組合法	1	1	41	50	42				4	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
庶務に関する吏員への命令	水害予防組合法	1	1	41	50	43				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
吏員に対する退隠料等の支給	水害予防組合法	1	1	41	50	44	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合費の賦課	水害予防組合法	1	1	41	50	48				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
夫役現品の組合員への賦課	水害予防組合法	1	1	41	50	49	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
夫役の総居住者への賦課	水害予防組合法	1	1	41	50	49	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
都道府県知事等が行う出水の危険のある際の居住者への防御従事命令	水害予防組合法	1	1	41	50	50	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
損失補償の協議が調わない場合の都道府県知事による決定	水害予防組合法	1	1	41	50	50	3			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
特に利益がある事件に関する不均一の賦課	水害予防組合法	1	1	41	50	51				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
営造物の使用料の徴収	水害予防組合法	1	1	41	50	53	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
組合費の納付延期許可	水害予防組合法	1	1	41	50	58	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
特別の事情がある者に対する組合費の減免	水害予防組合法	1	1	41	50	58	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
事業の関係上必要な場合の寄附又は補助	水害予防組合法	1	1	41	50	61				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
起債の方法等の組合会への送付	水害予防組合法	1	1	41	50	62	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
予算の組合会への送付	水害予防組合法	1	1	41	50	63	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
予算議決の際の管理者による謄本の交付	水害予防組合法	1	1	41	50	67	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
管理者による決算の付議	水害予防組合法	1	1	41	50	69	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会の停会の命令	水害予防組合法	1	1	41	50	74				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合会の解散の命令	水害予防組合法	1	1	41	50	75	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
委員等に対する懲戒	水害予防組合法	1	1	41	50	81	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
吏員に対する停職命令	水害予防組合法	1	1	41	50	81	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
吏員に対する報酬等の不支給	水害予防組合法	1	1	41	50	81	2			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
組合金庫に関する処分	水害予防組合法二依ル予算調製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ関スル件	3	1	41	13	19				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
水防事務組合議会議員の市町村長による推せん	水防法	1	3	24	93	3の4	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定	水防法	1	3	24	93	4				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
公務災害補償	水防法	1	3	24	93	6の2	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
都道府県水防協議会委員の任命	水防法	1	3	24	93	8	4			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
洪水予報についての都道府県知事による水防管理者等への通知	水防法	1	3	24	93	10	3			3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
都道府県知事が指定した洪水予報河川について洪水のおそれがあると認められるときの通知	水防法	1	3	24	93	10の2	1			3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
水防管理者等による水位の状況の関係者への通報	水防法	1	3	24	93	10の3				3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
都道府県知事による水防警報の警報事項等の通知	水防法	1	3	24	93	10の6	3			3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
水防団長等による退去命令等	水防法	1	3	24	93	14	1			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
水防の現場にある者等に対する水防従事命令	水防法	1	3	24	93	17				3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
決壊の通報	水防法	1	3	24	93	18				3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
電気通信設備等を利用する者の任命	水防法	1	3	24	93	20	2			3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
立ち退きを指示することを行う者の任命	水防法	1	3	24	93	22				3,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
立ち退き指示	水防法	1	3	24	93	22				4	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
都道府県知事による水防管理者等への指示	水防法	1	3	24	93	23				4,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
国土交通大臣による都道府県知事等への指示	水防法	1	3	24	93	24				4,6	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
指定管理団体水防協議会委員の任命	水防法	1	3	24	93	26	4			3	4	相手のアドレスの特定が困難と考えられること等から、システム・ＩＴの技術革新等を踏まえ引き続き検討を行う
水防に従事した居住者等に対する災害補償	水防法	1	3	24	93	34				3	4	オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
国土交通大臣等による水防に関する勧告又は助言	水防法	1	3	24	93	35の2				4,6	4	オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
水防計画の作成に必要な資料の提出命令	水防法	1	3	24	93	36	1			3	4	オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
水防計画の作成に必要な土地への立入命令	水防法	1	3	24	93	36	1			3	4	オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
兼用工作物の管理者に対する工事施行命令等	道路法	1	3	27	180	21	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
工事原因者に対する工事施行命令等	道路法	1	3	27	180	22	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路占用者に対する道路の原状回復の指示	道路法	1	3	27	180	40	2			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
沿道地域における土地等の管理者の損害防止にかかる措置命令	道路法	1	3	27	180	44	4			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路保全立体区域内における損害等予防措置命令	道路法	1	3	27	180	48	2			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路保全立体区域内における損害等防止のための行為制限命令	道路法	1	3	27	180	48	4			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路法に違反している者に対する監督処分	道路法	1	3	27	180	71	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路法に基づく許可又は承認を受けたものに対する監督処分	道路法	1	3	27	180	71	2			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
違法放置物件の価格の評価に係る専門家の意見聴取	道路法施行令第19条の7第1項	2	3	27	479	19の7	1			7	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
保管違法放置物件の売却に係る入札者への通知	道路法施行令第19条の9第2項	2	3	27	479	19の9	2			7	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
保管違法放置物件の売却に係る見積もりの徴収	道路法施行令第19条の9第3項	2	3	27	479	19の9	3			7	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路予定区域における違法放置物件の価格の評価に係る専門家の意見聴取	道路法施行令第19条の11第1項（第19条の7第1項準用）	2	3	27	479	19の11	1			7	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保等の問題点があるため早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
道路予定区域における保管違法 放置物件の売却に係る入札者へ の通知	道路法施行令第19条の1第1 項（第19条の7第2項準用）	2	3	27	479	19の11	1			7	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
道路予定区域における保管違法 放置物件の売却に係る見積もりの 徴収	道路法施行令第19条の1第1 項（第19条の7第3項準用）	2	3	27	479	19の11	1			7	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
車両の積載物の落下の予防等に 係る措置命令	道路法	1	3	27	180	43の2	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
車両制限令違反通行者への措置 命令	道路法	1	3	27	180	47の3	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
反復通行車に係る車両制限令適 合のための措置命令	道路法	1	3	27	180	47の3	2			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
長時間放置された車両の保管に 係る告知	道路法	1	3	27	180	67の2	4			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
高速自動車国道法に違反してい る者に対する監督処分	高速自動車国道法	1	3	32	79	11の8	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
連結許可を受けたものに対する 監督処分（道路法第71条第1 項の準用）	高速自動車国道法	1	3	32	79	11の8	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
連結料の督促（道路法第73条 第1項の準用）	高速自動車国道法	1	3	32	79	11の8	2			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
違反行為に対する措置	高速自動車国道法	1	3	32	79	18	1			3	4	相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保 等の問題点があるため早期オンライン化は困難。
総裁の公団職員の任命	都市基盤整備公団法	1	4	11	76	26				3	4	国民等への一方的な手続であり、到達の確認・到達 の担保といった問題点があり、早期オンライン化は 困難。
賃貸住宅の建替えにより新たに 建設される賃貸住宅への入居を 希望する旨の申出	都市基盤整備公団法	1	4	11	76	45	1			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されてい ないためオンライン化のためのシステム構築が困 難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
賃貸住宅の建替えにより新たに建設される賃貸住宅への入居を希望する旨の申出をすべき期間の通知	都市基盤整備公団法	1	4	11	76	45	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
賃貸住宅の建替えにより新たに建設される賃貸住宅への入居することができる期間の通知	都市基盤整備公団法	1	4	11	76	45	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項3号の規定による兼用工作物の工事及び原因者工事の施行命令等	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項7号の規定による占用に関する工事の調整のための条件の付与	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項11号の規定による占用者に対する現状回復の指示	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項11号の3の規定による違法放置物件に対する措置	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項13号の規定による車両の通行に関する措置命令	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項18号の規定による道路管理者等の監督処分	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項23号の規定による工事や破損等の場合の他の道路の指定	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
道路法施行令4条1項24号の規定による特定車両の認定	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	8	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
都市公園法第10条第2項の規定による原状回復の指示	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	9	1	3		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
都市公園法第11条の規定による監督処分	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	9	1	4		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
下水道法第15条に規定による兼用工作物に関する工事についての協議及び施行命令	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	10	1	1		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
下水道法第38条第1項から第3項の規定による監督処分	都市基盤整備公団法施行令	2	4	11	254	10	1	7		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
代執行をなすべき旨の文書による戒告	行政代執行法	1	3	23	43	3	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
代執行令書による代執行をなすべき時期等の義務者への通知	行政代執行法	1	3	23	43	3	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
代執行に要した費用の徴収に係る文書による納付命令	行政代執行法	1	3	23	43	5				3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
事業の準備のために立ち入る旨の占有者への告知	土地収用法	1	3	26	219	12	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
障害物の伐除及び土地の試掘等を行う旨の所有者等への通知	土地収用法	1	3	26	219	14	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
障害物の伐除した旨の所有者等への通知	土地収用法	1	3	26	219	14	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
補償等についての土地所有者等への周知	土地収用法	1	3	26	219	28の2	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
土地物件調査権に基づく土地等への立入り通知	土地収用法	1	3	26	219	35	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
補償金等供託した際の通知	土地収用法	1	3	26	219	99	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
不用となった土地等の買受権者への通知	土地収用法	1	3	26	219	107	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
協議の確認の申請に添付する土地所有者等の同意書	土地収用法	1	3	26	219	116	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
事業計画を定める場合、宅地以外の土地を施行区域に編入する場合の土地の管理者の承認	土地区画整理法	1	3	29	119	7	1			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
事業計画に関する関係権利者の同意	土地区画整理法	1	3	29	119	8	1			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
事業の廃止をする場合の債権者の同意	土地区画整理法	1	3	29	119	13	3			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
定款及び事業計画又は事業基本方針に関する宅地の所有者及び借地権者の同意	土地区画整理法	1	3	29	119	18	1			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
土地区画整理審議会の委員の選任（第71の4条第3項による準用）	土地区画整理法	1	3	29	119	58	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
評価員の選任（第71条の5による準用）	土地区画整理法	1	3	29	119	65	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
土地の立ち入りの通知	土地区画整理法	1	3	29	119	72	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
日の出前及び日没後の土地の立ち入りの承諾	土地区画整理法	1	3	29	119	72	4			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
土地の立入り等に伴う損失の補償協議	土地区画整理法	1	3	29	119	73	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
建築行為等の許可に関する施行者の意見聴取	土地区画整理法	1	3	29	119	76	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
建築物等の移転及び除却に係る通知及び照会	土地区画整理法	1	3	29	119	77	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
換地計画（変更を含む）の縦覧に係る意見を不採択した場合の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	88	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
所有者の申出等により換地計画に換地を定めないことについての同意	土地区画整理法	1	3	29	119	90				7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
所有者の申出等により換地計画に換地を定めないことについての同意	土地区画整理法	1	3	29	119	93	4			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
仮換地指定の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	98	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
仮換地に定める所有権以外の権利に対する仮換地指定の効力発生の日の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	98	5			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
仮換地指定（別途指定）の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	99	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
使用収益の停止に係る通知	土地区画整理法	1	3	29	119	100	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
換地処分の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	103	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
清算金の徴収交付等に係る通知	土地区画整理法	1	3	29	119	109	1,3及び5			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
清算金の徴収に係る滞納者への督促	土地区画整理法	1	3	29	119	110	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
住宅先行建設区における住宅の建設のために必要な措置を講ずべきことの勧告	土地区画整理法	1	3	29	119	117の2	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
土地区画整理事業の重複施行の制限に係る施行者の同意	土地区画整理法	1	3	29	119	128	1			7	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
宅地の共有者等の代表者の選任の通知	土地区画整理法	1	3	29	119	130	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
鉄道事業者等との協議	土地区画整理法	1	3	29	119	135	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
選挙人名簿の修正しない旨の通知	土地区画整理法施行令	2	3	30	47	21	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
当選人に対する当選の通知	土地区画整理法施行令	2	3	30	47	35	5			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
改選請求代表者証明書の署名の 収集の立会人の指名に関する通知	土地区画整理法施行令	2	3	30	47	43	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の 確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点 があり、早期オンライン化は困難。
土地の価格の協議 (第57条の5において準用する場合を含む)	都市計画法	1	3	43	100	52の4	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されてい ないためオンライン化のためのシステム構築が困 難。
買取りの協議	都市計画法	1	3	43	100	58の9	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されてい ないためオンライン化のためのシステム構築が困 難。
事業地及びその附近地の住民か らの意見聴取	都市計画法	1	3	43	100	66				7	4	行政と民間との協議等については、定型化されてい ないためオンライン化のためのシステム構築が困 難。
事業地内の土地の買取請求	都市計画法	1	3	43	100	68	1			7	4	実施方策の提示は、システム等を示す予定
施行者と土地の所有者との協議	都市計画法	1	3	43	100	68	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されてい ないためオンライン化のためのシステム構築が困 難。
市街地再開発審査会委員の任命	都市再開発法	1	3	44	38	59	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の 確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点 があり、早期オンライン化は困難。
土地の立入りの通知	都市再開発法	1	3	44	38	60	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の 確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点 があり、早期オンライン化は困難。
同意を得ることができない場合 等における障害物の伐除の通知	都市再開発法	1	3	44	38	61	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の 確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点 があり、早期オンライン化は困難。
権利変換計画の縦覧場所等の通知	都市再開発法	1	3	44	38	83	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の 確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点 があり、早期オンライン化は困難。
権利変換計画についての意見書 の提出	都市再開発法	1	3	44	38	83	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されてい ないためオンライン化のためのシステム構築が困 難。
権利変換計画に対する意見書に ついて審査し、採択すべきでな いと認めるときの通知	都市再開発法	1	3	44	38	83	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の 確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点 があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
権利変換計画の軽微な修正の通知	都市再開発法	1	3	44	38	83	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
権利変換計画認可（変更を含む）の通知	都市再開発法	1	3	44	38	86	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
補償金等を供託した旨の通知	都市再開発法	1	3	44	38	92	6			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
土地の明渡しの通知	都市再開発法	1	3	44	38	96	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
土地の明渡しに伴う損失補償協議	都市再開発法	1	3	44	38	97	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
特定施設建築物の敷地の整備の完了通知	都市再開発法	1	3	44	38	99の5	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
特定建築者の決定の取消	都市再開発法	1	3	44	38	99の8	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
特定施設建築物の敷地の明渡し請求	都市再開発法	1	3	44	38	99の8	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
特定建築者に対する報告、勧告等	都市再開発法	1	3	44	38	99の9				3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
施設建築物の工事の完了通知	都市再開発法	1	3	44	38	100				3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
施設建築物の一部等の確定価額の通知	都市再開発法	1	3	44	38	103	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
清算金の滞納者への督促	都市再開発法	1	3	44	38	105	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
譲受希望の申出をした者への賃借り希望の申出があった旨の通知	都市再開発法	1	3	44	38	118の2	7			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
施設建築物の工事の完了通知	都市再開発法	1	3	44	38	118の17				3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
建築施設の部分等の確定価額の通知	都市再開発法	1	3	44	38	118の23				3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
物件の移転命令	都市再開発法	1	3	44	38	118の27	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
管理規約の縦覧場所等の通知	都市再開発法施行令	2	3	44	232	48	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
管理規約についての意見書の提出	都市再開発法施行令	2	3	44	232	48	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
会合の日時、及び時間の関係権利者への通知	都市再開発法施行規則	3	3	44	54	22	1	2		3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
借家条件の裁定書の正本の送付	都市再開発法施行規則	3	3	44	54	35	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	8	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続類型	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
共同住宅区への換地の申出に応じない旨の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	14	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
公営住宅等及び医療施設等の用に供するため、その土地を保留地と定めることの権利者の同意	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	21	1			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
土地の立入りの通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	63	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
障害物の伐除等の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	64	2			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
障害物の伐除等の後の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	64	3			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
施設住宅の一部等の買取りの協議	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	87	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
国土交通大臣の裁定の際の意見聴取	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	1	3	50	67	92	3			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
管理規約の縦覧場所等の通知	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	2	3	50	306	42	1			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。
管理規約に係る意見書の提出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	2	3	50	306	42	2			7	4	行政と民間との協議等については、定型化されていないためオンライン化のためのシステム構築が困難。
土地所有者から土地を買い取るべき旨の申出があった場合の土地を買取る旨又は買取らない旨の通知	被災市街地復興特別措置法	1	4	7	14	8	4			3	4	国民等への一方的な手続であり、相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保といった問題点があり、早期オンライン化は困難。

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
地方公社に対する報告の徴収等	地方住宅供給公社法	1	3	40	124	40	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
監督命令	地方住宅供給公社法	1	3	40	124	41				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
違法行為に対する措置	地方住宅供給公社法	1	3	40	124	42	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
違法行為に対する措置に従わなかった場合の認可の取消し	地方住宅供給公社法	1	3	40	124	42	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
協会の監督	日本勤労者住宅協会法	1	3	41	133	34	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
協会への監督命令	日本勤労者住宅協会法	1	3	41	133	34	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
協会に対する報告の徴収等	日本勤労者住宅協会法	1	3	41	133	35				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
法令等の違反に対する措置の命令	日本勤労者住宅協会法	1	3	41	133	35の2	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
法令等の違反に対する措置に従わなかった場合の役員の解任等	日本勤労者住宅協会法	1	3	41	133	35の2	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定試験機関の役員の解任命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	13	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
試験事務規程の変更の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	15	3			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
試験委員の解任の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	16	4			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
試験の無効の処分	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	17				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定試験機関に対する監督命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	20				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
指定試験機関に対する報告の徴収	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	21				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定試験機関の指定の取消し	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	24	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定試験機関の指定の取消し又は停止の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	24	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
マンション管理士登録の消除	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	34				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関の役員の解任命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	38				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
登録事務規程の変更の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	38				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関に対する監督命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	38				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関の指定の取消し	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	38				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関の指定の取消し又は停止の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	38				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関に対する報告の徴収	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	38				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
管理適正化業務に従事するセンターの役員の解任命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	94				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
管理適正化業務規程の変更の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	94				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
マンション管理適正化推進センターに対する監督命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	94				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
マンション管理適正化推進センターの指定の取消し又は停止の命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	94				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
マンション管理適正化推進センターに対する報告の徴収	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	1	4	12	149	94				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定講習機関の指定の取消し	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	3	4	13	110	49	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関の登録事務規定の変更命令	高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	4	13	26	22	3			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関に対する監督命令	高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	4	13	26	24				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関の指定の取消し	高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	4	13	26	27	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定登録機関の指定の取消し	高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	4	13	26	27	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
評価員の解任の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	12	4			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定住宅性能評価機関の指定の取り消し	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	21	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定住宅性能評価機関の指定の取り消し又は評価の業務の停止の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	21	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
住宅型式性能認定の取り消し	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	24	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
(法36条1項に基づく)認証型式住宅部分等製造者の認証の取り消し	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	36	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
(法36条2項に基づく)認証型式住宅部分等製造者の認証の取り消し	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	36	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
認定員の選任、解任の届け出	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	44	3			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
認定員の解任の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	44	4			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定住宅型式性能認定機関の指定の取り消し	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	47	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定住宅型式性能認定機関の指定の取り消し、認定等の業務の停止の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	47	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
試験員の選任、解任の届け出	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	58	3			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
試験員の解任の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	58	4			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定試験機関の指定の取り消し	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	59	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定試験機関の指定の取り消し、試験の業務の停止の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	59	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定住宅紛争処理機関の指定を取り消し、紛争処理の業務の停止の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	76	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
住宅紛争処理支援センターの支援等の業務に従事する役員の解任の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	80	2			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
住宅紛争処理支援センターの指定の取り消し、支援等の業務の停止の命令	住宅の品質確保の促進等に関する法律	1	4	11	81	84	1			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関による建築基準適合判定資格者検定の合格の決定の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	5の2	2			3	4	行政機関からの一方的手続きであり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関による建築基準適合判定資格者検定の受験の禁止	建築基準法	1	3	25	201	5の2	2			3	4	行政機関からの一方的手続きであり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
指定資格検定機関の役員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の6	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関の資格検定委員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の7	4			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関の資格検定業務規定の変更命令	建築基準法	1	3	25	201	77の9	3			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関に対する監督命令	建築基準法	1	3	25	201	77の12				3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関に対する報告徴収	建築基準法	1	3	25	201	77の13	1			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定資格検定機関の指定の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	77の15	1,2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定確認検査機関の確認検査員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の24	4			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定確認検査機関の確認検査業務規定の変更命令	建築基準法	1	3	25	201	77の27	3			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定確認検査機関に対する報告徴収	建築基準法	1	3	25	201	77の31	1			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
特定行政庁の指定確認検査機関に対する指示	建築基準法	1	3	25	201	77の32	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定確認検査機関の指定の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	77の35	1,2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
指定認定機関の認定員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の42	4			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定認定機関の認定業務規定の変更命令	建築基準法	1	3	25	201	77の45	3			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定認定機関に対する監督命令	建築基準法	1	3	25	201	77の48				3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定認定機関に対する報告徴収	建築基準法	1	3	25	201	77の49	1			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定認定機関の指定の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	77の51	1,2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認認定機関の認定員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の54	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認認定機関の認定業務規定の変更命令	建築基準法	1	3	25	201	77の54	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認認定機関に対する監督命令	建築基準法	1	3	25	201	77の54	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認認定機関に対する報告徴収	建築基準法	1	3	25	201	77の54	2			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認認定機関の承認の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	77の55	1,2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定性能評価機関の評価員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の56	1			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
指定性能評価機関の性能評価業務規定の変更命令	建築基準法	1	3	25	201	77の56	1			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定性能評価機関に対する監督命令	建築基準法	1	3	25	201	77の56	1			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定性能評価機関に対する報告徴収	建築基準法	1	3	25	201	77の56	1			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定性能評価機関の指定の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	77の56	1			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認性能評価機関の認定員の解任命令	建築基準法	1	3	25	201	77の56	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認性能評価機関の性能評価業務規定の変更命令	建築基準法	1	3	25	201	77の56	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認性能評価機関に対する監督命令	建築基準法	1	3	25	201	77の56	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認性能評価機関に対する報告徴収	建築基準法	1	3	25	201	77の56	2			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
承認性能評価機関の承認の取り消し	建築基準法	1	3	25	201	77の56	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
中央指定試験機関の役員の解任の命令	建築士法	1	3	25	202	15の5	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
中央指定試験機関の試験委員の解任の命令	建築士法	1	3	25	202	15の6	4			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
中央指定試験機関に対する試験事務規程の変更の命令	建築士法	1	3	25	202	15の8	2			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
中央指定試験機関に対する監督命令	建築士法	1	3	25	202	15の11				3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
中央指定試験機関に対する報告徴収	建築士法	1	3	25	202	15の12	1			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
中央指定試験機関の指定の取消	建築士法	1	3	25	202	15の14	1			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
中央指定試験機関の指定の取消又は試験事務の全部若しくは一部の停止	建築士法	1	3	25	202	15の14	2			5	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
都道府県指定試験機関の役員の解任の命令	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
都道府県指定試験機関の試験委員の解任の命令	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
都道府県指定試験機関に対する試験事務規程の変更の命令	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
都道府県指定試験機関に対する監督命令	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
都道府県指定試験機関の指定の取消	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
都道府県指定試験機関の指定の取消又は試験事務の全部若しくは一部の停止	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
都道府県指定試験機関に対する報告徴収	建築士法	1	3	25	202	15の17	5			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定法人の改善命令	建築士法	1	3	25	202	27の3				3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定法人の指定の取消	建築士法	1	3	25	202	27の4				3	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
指定法人への報告徴収	建築士法	1	3	25	202	27の5	1			6	4	行政機関からの一方的手続であり、到達担保等の問題点があり、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討
抹消登録申請をなさない者への催告	小型船舶の登録等に関する法律第12条第2項	1	4	13	102	12	2			3	4	当面オンライン化実施は困難
職権抹消後の通知	小型船舶の登録等に関する法律第12条第3項	1	4	13	102	12	3			3	4	当面オンライン化実施は困難
更正の登録の通知	小型船舶登録令第19条第2項	2	4	13	381	19	2			3	4	当面オンライン化実施は困難
登録の抹消の通知	小型船舶登録令第20条第1項	2	4	13	381	20	1			3	4	当面オンライン化実施は困難
再検査の申請	船舶安全法（船舶安全法施行規則第65条の2の規定により準用する同令第49条）	1	3	8	11	11	1			1	4	当面オンライン化実施は困難
再検定の申請	船舶安全法（船舶等型式承認規則第27条の規定により準用する同令第26条）	1	3	8	11	11	1			1	4	当面オンライン化実施は困難
再検定の申請	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止設備型式承認規則第27条の規定により準用する同令第26条）	1	3	45	136	17の15	1			1	4	当面オンライン化実施は困難

独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令 種別	法令番号			根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
監督命令	外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律	1	3	56	28	11				3	4	相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保についてシステムが不十分であり、早期オンライン化は困難である
指定の取消	外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律	1	3	56	28	13	1			3	4	相手方の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保についてシステムが不十分であり、早期オンライン化は困難である
公共測量のための土地立入りの通知	測量法	1	3	24	188	39(15)	(2)			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられるため16年度以降引き続き検討
公共測量のための障害物伐除の通知	測量法	1	3	24	188	39(17)				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられるため16年度以降引き続き検討
公共測量のための土地等の一時使用の通知	測量法	1	3	24	188	39(18)				3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられるため16年度以降引き続き検討
公共測量による永久標識又は一時標識の移転等の通知	測量法	1	3	24	188	39(23)	(1)			3	4	相手方のアドレス特定が困難と考えられるため16年度以降引き続き検討
負担金の通知	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	1	3	45	136	42の38	3			3	4	相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
督促状の発出	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	1	3	45	136	42の38	3			3	4	相手方の送り先の確認方法、到達の確認、到達の担保等の問題点が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
手続数合計	382											

(注) 1 本表は、平成15年度までにオンライン化実施方策の提示が困難であるものについて記載する(別添独立行政法人等1Bのうち該当するものを転記)。

2 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査(出頭の義務

3 「オンライン化できない理由(内容)等」欄には、別添独立行政法人等1Bの「備考」欄の記載事項のうち、オンライン化できない理由の内容等を記入すること。